

平成25年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成25年3月14日(木曜日)午後6時から午後7時45分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第14号) 相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則  
について(生涯学習部)

日程第 2 (議案第15号) 平成25年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付  
にかかる諮問について(生涯学習部)

日程第 3 (議案第16号) 平成25年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付  
に係る諮問について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第17号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について(生涯学習  
部)

日程第 5 (議案第18号) 奨学金貸与の決定について(教育環境部)

日程第 6 (議案第19号) 相模原市立小学校及び中学校教職員の人事について(学  
校教育部)

日程第 7 (議案第20号) 相模原市教育委員会職員の人事について(教育局)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 溝 口 碩 矩

委員長職務代理者 小 林 政 美

教 育 長 岡 本 実

委 員 大 山 宜 秀

委 員 田 中 美奈子

説明のために出席した者

教育局長	白井誠一	教育環境部長	大貫守
学校教育部長	小泉和義	生涯学習部長	小野澤敦夫
教育局参事 兼教育総務室長	林孝	教育総務室 担当課長	細谷正行
教育総務室 総括副主幹	岡本達彦	教育総務室 主査	稲野博泰
総合学習センター 所長	金井秀夫	総合学習センター 担当課長	大塚善行
教育環境部参事 兼学務課長	長嶋正樹	学務課担当課長	高橋進
学務課主査	牛久保隆史	学務課主事	古屋沙織
学校教育部参事 兼教職員課長	奥村仁	教職員課担当課長	宮崎健司
教職員課主幹	二宮昭夫	教職員課主幹	佐々木隆
教職員課副主幹	松田知子	教職員課副主幹	須永伸治
教職員課副主幹	小林研一	生涯学習部参事 生涯学習課長	大用靖
生涯学習課 担当課長	鈴木雅文	生涯学習部参事 兼スポーツ課長	八木博
生涯学習部参事 兼図書館長	小野栄治	図書館担当課長	向井美子

事務局職員出席者

教育総務室主査	井上大輔	教育総務室主任	越田進之介
---------	------	---------	-------

開 会

溝口委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と小林委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議の 日程 1 から 4 については 公開の会議とし、日程 5 から 7 については、人事等個人情報が含まれる内容ですので、公開しない会議として取り扱うことで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 では、本日の会議は日程 1 から 4 については、公開の会議とし、日程 5 から 7 については、非公開の会議といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

越田教育総務室主任 本日、傍聴の方はいらっしゃっておりません。

相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則について

溝口委員長 それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 1 4 号「相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第 1 4 号「相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

お手元の議案書の 3 ページをご覧ください。初めに、「提案の理由」でございますが、図書館、公民館及び総合学習センターで行う個人の館外貸出しをする図書館資料等の貸出数及び貸出期間の改正、その他所要の改正をいたしたく、ご提案するものでございます。

1 5 ページの関係資料 2 の「相模原市立図書館条例施行規則等の改正の概要」をご覧くださいと存じます。

初めに、1 の相模原市立図書館条例施行規則の主な改正内容でございます。( 1 ) の個人の館外貸出しをする図書館資料の数の改正につきましては、現在、図書館資料の貸出数は、1 人につき 6 点以内で、このうち、ビデオテープや CD などの視聴覚教育のための資

料は2点以内となっておりますが、利用者サービスの向上を図るため、本、雑誌等の図書資料につきましては、1人につき10点以内とし、視聴覚教育のための資料は、3点以内に増やすものでございます。

次に、(2)の個人の館外貸出しをする図書館資料のうち、視聴覚教育のための資料の貸出期間の改正につきましては、現行の7日以内から14日以内に延長するものでございます。

続きまして、2の相模原市立公民館条例施行規則及び相模原市立総合学習センター条例施行規則の改正内容でございますが、貸出しをする図書の数、図書館と同様に、現行の1人につき6点以内から、10点以内に増やすものでございます。

次に、3の施行期日でございますが、新しい図書館システムの導入にあわせまして、平成25年5月30日とするものでございます。

次に、16ページの議案第14号関係資料3をご覧くださいと存じます。他の政令指定都市の図書館資料の貸出数及び貸出期間でございますが、資料の貸出数の合計は、平均で12点、視聴覚資料は3点となっております。また、視聴覚資料の貸出期間は、概ね14日となっております。以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

田中委員 貸出期間についてなのですが、14日という表記と2週間という表記があるのですが、これは何か違いがあるのでしょうか。

小野図書館長 このことにつきましては、本規則を制定した時に週とは規定せずに日にちで設定いたしましたもので、今回も同様にしたものでございます。

大山委員 図書や視聴覚に関する貸出実績とその返却に係る現状と返却がなかった場合の罰則規定などがございましたら、お教えいただきたいのですけれども。

小野図書館長 1年間で返却がない図書の冊数ですが、約2,000冊となっております。通常、図書の貸し出し期限は14日となっております。1ヶ月経ちましたらハガキやメール、電話などで返却についての督促を実施しております。また、返却期限から45日を経過いたしましたら、ペナルティとして貸し出しを禁止する措置をとっております。さらに、返却期限から2ヶ月後に再度、督促を行っております。その後、1年経過した後、電話等で督促を行っている状況でございます。

大山委員 他の政令市と同様の貸し出し冊数にするということについては、理解ができるのですが、返却されない図書がこれだけあるという現状の中で、今回の規則を改正を行い、図書等の貸し出し数を増やすということについて見解をお伺いしたいのですが。

小野図書館長 今回の貸し出し冊数を増やすことにつきましては、利用者からの強い要望がございまして、本市といたしましても他の政令市と比較検討をいたした中で図書につきましては6冊から10冊へ増やすことといたしたものでございます。このことによりまして、未返却の図書も現在の冊数から増えることも考えられますが、今以上に督促を強化して対応していきたいと考えております。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第14号相模原市立図書館条例施行規則等の一部を改正する規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第14号は可決されました。

平成25年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかる諮問について

溝口委員長 次に日程2、議案第15号平成25年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第15号、平成25年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかわる諮問について、ご説明申し上げます。

社会教育関係団体に対して補助金を交付する場合には、社会教育法第13条の規定により、社会教育委員会議の意見を聴くこととなっております。

このことから、平成25年度相模原市社会教育関係団体への補助金の交付につきまして、教育委員会から相模原市社会教育委員会議に対して諮問をさせていただくものでございます。

平成25年度の補助金交付対象は、表にありますとおり3団体でございます。

まず、相模原市立小中学校PTA連絡協議会への補助金は、16万円でございます。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会への補助金は、9万2千円でございます。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会への補助金は、3万円でございます。

また、各団体の概要につきまして、議案第15号関係資料に基づきましてご説明いたします。

相模原市立小中学校PTA連絡協議会は、相模原市立小中学校の単位PTAとの連携により、その自主的な活動を推進し、児童・生徒の健全な成長を図るとともに、共通の課題の解決にあたることを目的とする団体です。補助金対象事業は、広報「市P連さがみはら」の発行です。

次に、相模原市地域婦人団体連絡協議会は、単位婦人会相互の連絡調整を図り、その自主的活動を助長する団体です。補助金対象事業は、広報「相婦連」の発行並びに、環境問題、健康増進、家庭教育等の啓発活動です。

次に、相模原市女性学習グループ連絡協議会は、女性学習グループの学習活動とグループ活動の充実・発展をめざし、グループ相互の連携協調をはかり、相模原市のゆたかな社会教育の実現をめざす団体です。補助金対象事業は、会報「連協ニュース」の発行並びに、資料収集・資料集の発行等です。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。  
溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小林委員 社会教育団体が補助金を申請する際に、補助金申請書の中でどのような項目を見て、補助金を交付することについて判断されるのか。また、補助金の算出方法などがございましたら、ご説明をいただきたいと思います。

大用生涯学習課長 補助金の申請行為と補助金額の決定についてのご質問についてでございます。来年度の予算につきましては、現在、議会で審議中でありまして、団体からはまだ正式な申請をいただいておりますが、予算編成をする中で各団体から来年度の事業計画やそれに伴います予算について聞き取りをおこないまして、補助対象事業や補助金額を審査した中で補助金額を確定させたものでございます。

大山委員 小林委員の質問と関連いたしますが、市P連の補助対象事業は明確となっておりますけれども、他の団体についてはあまりはっきりとしていないように思うのですが、補助金対象事業について具体的に説明をいただきたいと思います。

大用生涯学習課長 まず初めに相模原市地域婦人団体連絡協議会への補助対象事業についてでございますが、広報「相婦連」の発行事業、その他、地域における環境・福祉問題に

おける様々な取組、子育て事業などを実施しておりまして、このような事業が市の施策に資する事業であるということで補助対象経費として考えてございます。

なお、広報「相婦連」につきましては、会員のほか様々な方に対しても配布を行い、事業の周知を行っていることから市の施策に資する事業であると考えております。

次に、相模原女性学習グループ連絡協議会についてでございますが、会報「連協ニュース」の発行事業ほか、社会教育に関わる資料の収集、資料集の発行などの活動を行ってございまして、相模原市地域婦人団体連絡協議会と同様に会報の内容につきまして社会教育に関わる研究活動や地域の学習活動につながる事業でございまして、これらについては本市が進める社会教育の施策に資する事業であるということで補助の対象といたしているものでございます。会報につきましては、多くの方々にこのような事業が周知されるということで補助の目的に合致するものと考えております。

大山委員 そうしますと、団体の広報や会報を通じて、市の施策に資する事業を市民の方々に周知するということが補助対象としているということに理解してよろしいでしょうか。

大用生涯学習課長 主な補助対象事業が、広報を中心といたしました事業でございまして、それ以外にも、相模原市地域婦人団体連絡協議会につきましては、環境問題に関わる事業の実施や健康問題や子育て支援を通じた家庭教育の啓発活動を行っていることから、市民の方に対して市の施策の理解を深めるような場を提供しているということの中で補助対象としているものでございます。

相模原女性学習グループ連絡協議会につきましても、資料集を発行しておりますが、学習に係る研究発表についての資料をまとめたものでございまして、この資料集を目にした市民の方が社会教育や学習活動の理解を深めていただく機会となるもので、こうした活動と広報を補助の対象といたしているものでございます。

大山委員 補助額に差があるように感じます。市P連については会報の発行部数も多いのですが、補助対象の主なものが会報や広報とするのであれば、他の団体の会報等については、発行部数が少ないように思われるのですけれども。

大用生涯学習課長 広報に関わる事業費の差異が、補助金の差異となっております。

小林委員 市P連で言えば、16万円の補助金で5万部の会報を1回発行していることとなっておりますが、事業費全体でどの程度の補助をするという、つまり補助割合についての考え方についてお教えいただきたいのですが。

大用生涯学習課長 基本的には、対象経費の二分の一を限度といたしまして、適正な査定をいたしまして補助金額を算出しているものでございます。

小野澤生涯学習部長 市の財務規則等に則りまして、補助金を支出しているところでございますが、以前は団体への運営費への補助金もございましたが、補助金の見直しの中で、原則的に各団体が主体的に運営をしていただき、市としては事業に対する補助を行っております。教育委員会といたしましても、このような基本的な考え方にに基づき、予算要求の時期にあわせ、各団体から要望を受け、適正な査定等を行い補助額を確定させているところでございます。

田中委員 社会教育団体はもっとたくさんあるのに、なぜ補助団体がこの3団体だけなのか。他にも希望する団体があるのではないかと思うのですがこの件につきまして、ご説明いただきたいのが1点。また、各団体の広報活動についてですが、各団体の事業内容を多くの市民の方に周知していくというご説明がありましたけれども、会員のほかにはどのような形でどのような方に対して会報を配布、周知しているのかお教えてください。

大用生涯学習課長 経緯を申し上げますと、以前は文化関係団体、青少年関係団体などがございました。しかしながら、これら所管が教育委員会から市長部局へ移管されたことから社会教育団体補助金の対象から外れたものです。また、社会教育団体で他に補助金を希望する団体があるのではないかということに関しましては、いくつか社会教育団体に該当する団体もあると考えられますが、現在のところ補助申請をしているのがこの3団体ということになります。この補助金について、広く他の社会教育団体に呼びかけるべきかどうかということに関しましては、いろいろな見直しを現在しておりまして、この3団体に絞らせていただいているという現状がございます。

会報等の配布先でございますが、相模原市地域婦人団体連絡協議会につきましては、地域の子育ての団体や環境問題を一緒に取り組んでいる団体へ周知をしているというふうに聞いております。また、相模原女性学習グループ連絡協議会につきましても、公民館では婦人を対象とした様々な学習活動が行われておりまして、そういった公民館利用の団体や男女共同参画を目的とした関係団体へ周知していく中で広報を活用しているとうかがっております。

田中委員 補助金金の見直しというお話がございましたが、今後、社会教育団体に対する補助金についてはどのようになっていくのか、分かればお教えてください。

大用生涯学習課長 補助金につきましては、主体的に自立していく団体への支援というこ



とが目的でございまして、最終的にはずっと補助金を交付していくのではなく、自立に向かかって、補助金を交付されなくても自立できる団体を増やしていくことが大きな課題となっております。また、補助金の適正な公布という中では、補助金が交付の目的に合ったものなのか、少額補助金であれば、ほんとにその事業にどのような効果があるのか、そういったことが社会教育団体の補助金だけでなく、市全体で補助金の見直しをしていく中で考え方となります。

溝口委員長 市P連に、いまだ4校未加入があるということですが、学校名をお教えいただきたいのですが。

大用生涯学習課長 未加入校につきましては、内出中学校、鳥屋中学校、青野原小・中学校の4校、3PTAとなっております。市P連でも投掛けを行っておりますが、それぞれのPTAにおいて様々な考え方がございますので賛同していただけていないということでございます。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第15号、平成25年度相模原市社会教育関係団体への補助金交付にかかる諮問についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決されました。

平成25年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について

溝口委員長 次に日程3、議案第16号、平成25年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第16号「平成25年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について」御説明申し上げます。

本件につきましては、スポーツ基本法第35条の規定に基づき、市スポーツ推進審議会の意見を聴くこととなっておりますので、ご提案するものでございます。諮問する補助金交付団体は、表にありますとおり10団体でございます。

まず、公益財団法人相模原市体育協会への補助金は、7,284万3千円でございます。

次に、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会への補助金は、13万9千円でございます。

次に、城山体育振興協議会への補助金は、16万7千4百円でございます。

次に、津久井体育振興会連絡協議会への補助金は、108万円でございます。

次に、相模湖社会体育振興会連絡協議会への補助金は、17万9千円でございます。

次に、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会への補助金は、133万円でございます。

次に、吉野スポーツ振興会への補助金は、4万9千円でございます。

次に、沢井スポーツ振興会への補助金は、3万3千円でございます。

次に、名倉スポーツ振興会への補助金は、4万9千円でございます。

次に、牧野地域スポーツ振興会への補助金は、4万9千円でございます。

また、各団体の概要につきまして、議案第16号関係資料に基づきましてご説明いたします。

公益財団法人相模原市体育協会は、相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする団体です。補助金対象事業は、各種体育協会自主事業への補助、ならびに事務室・事務機器の賃借料等への補助などです。

次に、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会は、スポーツ推進委員が連絡協調を密にし、職務遂行に必要な研修と相互の親睦を図り、スポーツの振興に寄与することを目的とする団体です。補助金対象事業は、各種実技講習会・研修会、広報誌発行事業、市民ビーチボール大会などです。

次に、城山体育振興協議会は、地域代表及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、住民の体力向上と生涯スポーツの振興に寄与することを目的とする団体です。補助金対象事業は、コミュニティスポーツ大会、しろやま市民マラソンin葉山島、各種スポーツ教室の開催などです。

次に、津久井体育振興会連絡協議会は、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、津久井地区内市民の健康で明るい豊かな生活の形成に寄与することを目的とする団体です。補助金対象事業は、体育祭、ソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会、ウォーキング大会の開催などです。

次に、相模湖社会体育振興会連絡協議会は、相模湖地区内のスポーツ、レクリエーションの振興を図り、健康で明るく豊かな生活の形成に寄与し定着させることを目的とする団体です。補助金対象事業は、3地区合同ソフトバレーボール大会、3地区社会体育振興会

への助成金などです。

次に、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会は、神奈川県を拠点としてボート競技の普及及び競技水準の向上により、この競技の振興を図るとともに、ボート人口の増大を図り、県民の健康維持や生涯スポーツの発展に寄与することを目的とする団体です。補助金対象事業は、相模湖レガッタの開催などです。

最後に、7番から10番の吉野、沢井、名倉、牧野地域のスポーツ振興会は、地域住民のスポーツ活動を振興し、健康の保持、増進及び親睦を図り、健全な市民生活の形成に寄与することを目的とする団体です。補助金対象事業は、マレットゴルフやゲートボール大会など、地域で行われる事業の開催などです。

以上、ご説明させていただきました。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員 昨年も質問させていただいたかとは思いますが、旧津久井地域におけるスポーツ振興の団体が数多くありますが、旧津久井地域における各団体が一つにまとまるような動きやその後の進展等はどうなっているのでしょうか。現在の状況をお教えてください。

八木スポーツ課長 体育振興会等については、合併時に引き継いだ旧津久井地域のスポーツ振興の体制でございます。旧市においては、公民館が中心となって地域のスポーツ振興を担っておりますが、旧津久井地域においては、まだまだこうした地域の体育振興会が中心となって地域のスポーツ振興を担っており、今後も各地域において体育振興会が果たす役割は重要であると考えております。

田中委員 先ほどの社会教育団体への補助金の議案の際に、これから自立していく団体を支援していくというようなご説明がありましたが、この各スポーツ団体への補助金について今後の見通しや考え方についてご説明をお願いします。

八木スポーツ課長 自立していただくということは理想なのですが、各団体とも財源もない中でございます。一方では、参加者から費用を徴収するという考え方もあるかもしれませんが、当面は旧津久井地域のスポーツ振興を図っていくためには、市が補助をし、支援していくことが必要なのではないかと考えております。

小林委員 県のボート協会へ補助金を支出しているのですが、他は市内の団体であるのですが、市が県の団体に補助金を支出することがどうしても理解できないのですが、神奈川

県ボート協会とはどのような団体なのでしょうか。

八木スポーツ課長 この補助金についてでございますが、毎年10月に実施されるレベルの高い大会である相模湖レガッタ開催にあたっての補助金でございます。相模湖レガッタの事業費に対する補助金となっております。

小野澤生涯学習部長 スポーツ課長からも説明がありましたとおり、旧相模湖町時代は町を挙げての一大イベント事業でありまして、県のボート協会の協力を得ながら実施してきた事業でございます。合併以降も引き続き開催しているものでございます。

また、ボートを通じた地域振興を図るため、市民レガッタという大会も開催しており、地元の津久井高校や北里大学をはじめ、全国各地からチームが集まっております。

旧相模湖地域はこうした歴史的な背景もございまして、相模湖レガッタにつきましては、ボート大会を通じてまちの活性化や地域振興に大きく寄与しているものと考えられ、補助金交付の対象事業といたしているものでございます。

八木スポーツ課長 県ボート協会の概要についてでございますが、県内の大学・高校、一般のクラブの計17団体が加盟し、会員数は320人となっております。

大山委員 県のボート協会への補助金についてですが、相模原市のほか神奈川県や他の自治体も補助金を支出しているのでしょうか。

八木スポーツ課長 この補助金は、相模湖レガッタに対する補助金でございます。事業費補助でございます。

田中委員 相模湖社会体育振興会連絡協議会については、3地区で構成されているとのことですが、地区名をお教えてください。

八木スポーツ課長 内郷地区、千木良地区、与瀬・小原地区の3地区でございます。

溝口委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第16号、平成25年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

相模原市スポーツ推進委員の人事について

溝口委員長 次に日程４、議案第１７号相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第１７号相模原市スポーツ推進委員の人事についてご説明申し上げます。

前回３月７日の教育委員会において来期、平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までのスポーツ推進委員の委嘱について、ご承認をいただいたところですが、２２１番の相模台地区の三上重二氏から委嘱辞退の申し出があり、それに替わって、相模台地区、大平均氏が推薦されたため、委嘱についてのご承認をいただきたく、ご提案するものでございます。

今回の委嘱により、総数２３７名に変更はございませんが、内訳が変更いたします。新任の方が４７名、再任および元スポーツ推進委員の方が１９０名となります。

以上、議案第１７号相模原市スポーツ推進委員の人事につきまして説明させていただきました。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

溝口委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。特にご意見ございませんか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第１７号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ございませんので、議案第１７号は可決されました。

溝口委員長 では、ここで、次回の会議予定日を確認いたします。３月１８日、月曜日、午後５時３０分から教育委員会室で、臨時会を開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

溝口委員長 それでは、次回の臨時会は、３月１８日、月曜日、午後５時３０分の開催予定といたします。なお、教育委員会４月定例会は、４月２６日、金曜日、午後２時３０分の開催予定となっております。

では、これより先は非公開の審議といたしますので、傍聴人の方と、関係する職員以外の方は退室してください。

奨学金貸与の決定について

(公開しない会議 6名を貸与決定し、3名を繰り上げ候補者、1名を不採用とすることに  
ついて 原案どおり可決)

相模原市立小学校及び中学校教職員の人事について

(公開しない会議 相模原市立小学校及び中学校教職員 [管理職(校長・教頭)、総括教  
諭・教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員]の人事について 原案どおり可決)

相模原市教育委員会職員の人事について

(公開しない会議 相模原市教育委員会職員の人事について(退職及び配置換え) 原案ど  
おり可決)

閉 会

午後7時45分 閉会